

証券決済制度改革と日本ユニシスの取組み

Securities Settlement Systems Reform and Actions of Nihon Unisys

佐々木 貴司, 高橋 孝男, 橋本 博文, 山邊 亘

要約 証券決済制度改革の主たる目的は、証券取引の国際化に伴う標準化と決済リスク・取引コストの削減である。それを達成するためには、安全性の高い効率的な証券決済システムインフラを実現しなければならない。

近年の証券決済制度改革について国際的な視点に立った提言である1989年3月のG30レポート「世界の証券市場における清算および決済システム」(以降G30勧告という)以来、各国ではG30勧告を達成すべく制度改革、システム構築を進めてきた。決済制度改革の課題・基準は、さらに継続的に国際的議論が進められ、ISSA修正勧告、CPSS/IOSCO勧告と発展してきている。これらのグローバルスタンダードに適合できない市場は投資家から見放されかねず、わが国を含め諸外国の各市場でも積極的に取り組んでいるところである。

本稿では、まずわが国の証券決済制度改革に至った背景に触れ、各国の制度改革状況を概観し、その上で証券取引プレーヤの方向性について整理する。最後に、日本における証券決済システムインフラへの日本ユニシスの対応について記述する。

Abstract The main purpose of securities settlement systems reform is standardization and reduction of settlement risks and trading costs that globalization of securities trading is accompanied with. We should realize the highly effective and safety securities settlement systems infrastructure in order to achieve it.

After the G30 report "settlement and settlement systems in the world securities market" of March 1989 (hereinafter "G30 advice") which is the proposal from the international viewpoint about securities settlement systems reform of late years, each country have pushed forward system reform and system construction to achieve "G30 recommendation".

Furthermore, a problem and a standard of settlement systems reform have been continuously, discussed in international conferences and develop with ISSA revision advice and CPSS/IOSCO advice. The market that can not conform to these global standards may be given up by the investors and each market is tackling positively to conform to the global standards.

This paper first discusses the background that reached securities settlement systems reform of Japan and survey the systems reform situation of foreign markets, and then summarizes the directivity of securities business players. Finally it describe Nihon Unisys's approaches to the securities settlement systems infrastructure in Japan.

1. はじめに

近年の証券市場は、世界的な規制緩和、資産の証券化、取引の国際化、証券投資の機関化を背景に情報処理・通信技術の高度化と相まって急速に発展してきている。しかしバブル崩壊以降、わが国の証券市場は長期低迷が継続しており、国際競争力が大幅に低下している。その一因として、証券取引制度・取引慣行の国際的調和、取引手法の多様化への対応の遅れが指摘されるところである。このような状況下、1998年4月の改正外為法施行を皮切りに具体的な金融システム改革(いわゆる日本版ビッグバン)がスタートした。

証券決済制度改革分野では、政府、金融庁、日本銀行（日銀）、日本証券業協会（日証協）、証券保管振替機構（保振）等の業界団体において活発な議論を展開してきたが、法制令関連、市場慣行などの問題が複雑に絡み合い、具体的な施策実現へのスピードは遅々としたものがあった。しかし、政府は、2002年6月の「証券決済制度等改革法」成立により、広範囲な商品に適用しうる多層構造の口座管理を可能とする社債等振替制度、また、債務の移転・ネットティング機能により決済リスクを回避・軽減する仕組みである清算機関制度への準備、株式を含めた無券面化の早期実施の検討など、急速に具体的な施策を実施しつつある。

日本ユニシス（以下、当社）では、2001年1月の日銀RTGS^{*1}、2001年9月以降に順次機能拡張している保振・決済照合システム、2003年3月の保振・電子CPシステムに関する金融機関側のシステム対応を支援している。現在は、株券などの一般振替DVP^{*2}制度対応、国債清算機関対応、対外証券取引の決済照合対応などへ向けた検討を推進しているところである。

本稿では、現状認識のために証券決済制度改革に至った背景に触れたのち、米国、欧州、日本の制度改革状況を概観する。その上で証券取引プレーヤの対応すべき事項と方向性をまとめ、最後に当社の決済制度改革に対するの取組み状況について記述する。

2. 証券決済制度改革の背景

2.1 証券取引の国際化

改正外為法の施行により、非居住者の対内証券投資、居住者の対外証券投資ともに一部の例外を除いて完全に自由化された。投資家は利便性が高く、コスト的に有利でかつ取引の安全性が確保された市場へ自由に参加できるようになった。一方、国内の決済制度、取引慣行、税制などはグローバルスタンダードから立ち遅れており、日本市場の空洞化現象も懸念され、早急な対応を迫られている。

2.2 決済制度の国際標準

近年の証券決済制度の国際標準としては、1989年に発表された9項目のG30^{*3}勧告が基本となっている。その後、各国の対応状況、マーケット状況を反映し、1995年にISSA修正勧告^{*4}、2000年のISSA勧告2000、2001年のCPSS/IOSCO「証券決済システムのための勧告」^{*5}（http://www.boj.or.jp/set/set_f.htm 参照）と高度な基準に発展してきている。わが国を含め各国はこれらを目標に制度改革を進めており、監督組織は定期的にその達成状況をとりまとめ公表し改善を促している。

2.3 決済リスクの顕在化

わが国における証券決済システム改革は、1997年6月の証券取引審議会最終報告で中長期的な観点から進めるべきとされ、この時点では具体的な展開へはつながらなかった。しかし、1997年後半以降の金融機関の相次ぐ経営破綻は決済リスクを顕在化させ、国際的にも立ち遅れていた決済制度整備の重要性を大きく認識させる結果となった。その後、1999年9月証券決済分野では初めての専門ワーキングとして、金融審議会の中に「証券決済システム改革に関するワーキング」が設置され、具体的な検討が開始された。

2.4 情報・通信技術の高度化

STP^{*6}、T+1^{*7}の実現には、シームレスで高性能なネットワーク処理が不可欠である。近年の通信技術の飛躍的向上により、コストに見合った価格で証券取引情報をグローバルに授受できるようになってきた。また、セキュリティ技術（暗号化、署名、認証など）の高度化によって情報通信の信頼性が大幅に高まり、オープンネットワークの利用が急速に広まっている。標準化において、マークアップ言語であるXML^{*8}、証券業務の情報交換プロトコルであるFIX^{*9}やISO 15022^{*10}が推進されるなど、情報処理技術が決済分野の利便性向上に大きく寄与している。

3. 各国における証券決済制度改革状況

3.1 米 国

米国では既にG30勧告、ISSA修正勧告をほぼ充足しており、決済期間の短縮を最重要課題としてきた。いわゆる「T+1」である。米国証券業協会（SIA）はその下部組織として「T+1検討委員会」を設置し、また実務単位の小委員会を設置して代表的なプレーヤーの参加のもとに計画的に進めてきたが、2001年9月のワールドトレードセンター（WTC）事件後、危機管理面への対応を最優先とし、「T+1」は2005年6月へ延期された。さらに米国経済の低迷、証券市場の減速等の影響もあり、2002年7月にSIAは「T+1」についての計画を2004年末に再検討することとし、まずは2004年末までに「STP化」を達成すると発表した。

3.2 欧 州

欧州においてもG30勧告、ISSA修正勧告は、ほぼ充足されている。欧州は、1999年1月の通貨統合により11か国で単一通貨「ユーロ」が導入され、ユーロ圏内のクロスボーダー取引が増加している。資金決済面においては、通貨統合と同時に欧州中央銀行（ECB）が運営する「TARGET」^{*11}システムが、ユーロ圏各国ごとのグロス決済システムをリンクする共通インフラとして稼働し、その利用が増加している。また、証券決済面においては、国内の商品別インフラの統一を終え、ユーロ圏内の統合が進み、さらにユーロ圏外とのリンクへと展開されているところである。

このように欧州では、国境を越えた証券取引ニーズからユーロ圏内における効率的かつ経済的な証券決済システムの必要性が望まれており、決済期間の短縮より、取引所、清算機関、決済機関など各機関の連携・統合が中心的課題となっている。これらを実行するには、統一的な証券取引ルールが必要とされることから、EU証券委員会、EU証券規制機関委員会等で規制緩和を含めた制度改革が検討されている。

3.3 日 本

前述したように、日本で証券決済制度改革が本格化したのは、大蔵省金融審議会に「証券決済システム改革に関するワーキング」が設置されてからである。その後、金融庁に引継がれ、2002年2月の「証券決済システム改革について」において改革課題が提示された。その結果、政府は2002年6月に「証券決済制度等改革法」を可決させ、法律面での整備は大きく前進した。さらに金融審議会は同年8月に「証券市場の改革促進プログラム」において改革推進の具体的なスケジュールを提示し、社債等振替制度、清算機関制度の導入、株式を含めた無券面化

の早期実施を提言している。

また、民間レベルでは当局の動きに呼応して、1999年7月に日本証券業協会において「証券受渡・決済制度改革懇談会」を設置した。懇談会は2000年3月に中間報告を公表し、以降詳細な検討は専門分野別に様々なワーキンググループを設置し、実務の観点から議論が展開され、各々の使命を果たしてきた。現在では、「証券決済制度改革の推進のためのワーキンググループ」が継続されており、これまでのワーキング、実務者検討会、タスクフォースなどで議論されてきた内容を総括し、決済制度の現状と動向、決済スキームの全体像、検討課題、スケジュール案などを整理した「証券決済制度改革の推進に向けて」を2002年11月に公表し、今後のマイルストーンとしている。

(<http://www.kessaicenter.com/kisha/suishin.html> 参照)

現在までの改革結果としては、1998年4月に一般債（登録債）のDVP、1999年5月に取引所の清算機関化、1999年10月に公社債のT+3ローリング決済、2001年1月に日銀当座預金・振替国債のRTGS、2001年5月に取引所DVP（東証・大証）、2001年9月に決済照合システム（株券、CB）を実現してきているが、現時点では広範囲にわたる商品についての振替決済、DVP、STPは達成されていない。

しかし、2003年1月の証券決済制度等改革法施行に伴い、振替国債が発行され、ペーパーレス国債が実現した。さらに取引所等の清算を統一する日本証券クリアリング機構が設立された。2003年3月には、電子CPの振替決済、5月に決済照合システムの対応商品追加、2004年には、株券・CBの一般振替DVP、2005年には一般債・受益証券の振替決済、国債清算機関による清算業務の実現へと急速に改革が進められる予定となっている。

4. 証券取引プレーヤにおける対応の方向性

証券受渡決済制度改革懇談会の報告書「証券決済制度改革の推進に向けて」¹⁾では、『各市場関係者は、証券決済制度改革への対応の方向性を検討した上で、社内業務プロセス・システムの再構築が必要』と示唆しており、証券取引プレーヤにとっては、今後の大きな課題となっている。

表1に、証券取引プレーヤ別に関連する証券決済インフラ対応項目を整理する。

表1 証券取引プレーヤ別証券決済インフラ対応項目

証券決済インフラ対応項目	資産運用業務	ブローカー/ディーラー業務	資産管理業務
注文回送連動	○	○	—
海外照合連携	○	○	○
約定決済照合商品追加	○	○	○
株券等一般振替DVP対応	—	○	○
株券等JSCC対応	—	○	—
国債振替制度対応	—	○	○
国債清算機関対応	—	○	○
一般債振替制度対応	—	○	○
短期社債振替制度対応	—	○	○
投信振替制度対応	—	○	○

JSCC=日本証券クリアリング機構

出典：「証券決済制度改革の推進に向けて」を参考に作成

各証券取引プレーヤは、表1のように様々な証券決済インフラと連携して行かねばならず、

全てを自社独自で対応するには、相当な時間と費用の負担を強いられる。さらに保守・改善についても継続的に発生することになり、負担は一時的なものに留まらない。各プレーヤの対応は、業務の規模、取引顧客との関係、経営戦略などにより、「全てを自社で対応」、「事務全般の他社への業務委託」、「システムアウトソーシング」、「共同システム利用」、「パッケージシステム利用」など様々な選択・組合せが想定される。

以下に、証券取引プレーヤ別の方向性についてまとめる。

4.1 資産運用業務

資産運用会社は、運用収益力の向上が重要なテーマであり、迅速な執行能力が問われる。ファンドマネジメントからトレーディングへの社内連携、証券会社への発注機能となる社外連携部分が、業界における差別化範囲としてシステム化に注力するポイントである。

証券決済制度改革の観点からは、約定照合関連が対象範囲となるが、資産運用会社では、現在でも注文回送レベルでアロケーションを含めた発注出来照合を個別に行なうことにより約定確認事務を実施しており、約定照合システムへの参加の必要性に疑問が生じている。しかし、決済業務全体を踏まえて考えると、資産運用会社からの入力情報はSTPの起源となるものであり、市場全体のSTPを達成するには資産運用会社の参加が望ましい。現在、運用会社の約定照合システムへの参加はわずかであり、積極的な参加への何らかのインセンティブが必要になると思われる。

理想的には、約定情報を注文回送システムからシームレスに保振決済照合システムへ連携するのが望ましい。現在、注文回送システムは対応商品が限られており、利用している運用会社も一部に留まっている。今後は商品の拡張とともに保振決済照合システム等への連携サービスが安価に提供されることが望まれる。また、照合を含めた約定後の事務処理においては、その事務全体を信託銀行、都市銀行、証券会社等に業務委託するビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)も提供され始めており、業務プロセスに変化ができてきている。

このような背景から、この業界は自らのコア業務である資産運用業務に特化・注力し、約定後の事務などは業務委託や共同システム利用などで自社の負担を減少させる方向に向かっているとされる。

4.2 ブローカレッジ/ディーリング業務

本業務を行なう証券会社等では、注文から、照合、清算、決済と広範囲に亘って証券決済制度改革の影響を受けるため、大きな負担が想定される。注文分野では、電子的な方式か否かを問わず、顧客が採用する方式に合わせることを強いられているが、これらを共通なインターフェース・標準フォーマットで利用できるようなサービスが望まれる。このような標準化は決済照合システムへの連携をも容易にする。また、清算・決済分野では、取引所取引を中心とした統一清算機関(平成15年1月稼働)、ホールセール取引での一般振替DVP制度、国債清算機関などの証券決済インフラへのシステム対応に加えて、制度への参加条件として一定の財務基盤、基金・担保など決済リスクのためのコストも負担せねばならない。このような背景から、中小証券会社では、設備費、人件費、参加費などをかけて直接参加者になるより、間接参加者としてコア業務に注力する会社もでてくると考えられる。この業界は従来から業務システムのアウトソーシング、共同システム利用などが進んでおり、証券決済制度改革による更なる負担増を回避するためにもその傾向を強める方向にあると思われる。

4.3 資産管理業務

本業務を行なう信託銀行、カストディアンでは、投資顧問会社などが行なう資産運用に係る証券取引の照合、清算、決済に対応する必要がある。現在、運用会社からの運用指図、カストディ委託者からの決済指図も電子的な方式か否かを問わず、顧客が採用する方式に合わせることを強いられており、これらを共通なインタフェース・標準フォーマットで授受されることが望まれる。今後、内外の決済照合システムと連携することによってその目的は達成できるが、委託者側の照合インフラへの参加が少ないことが最大の課題となっている。

この業界は、マスタートラストなどの出現で資産管理業務の集約化が進んでおり、積極的に決済インフラに取組むことにより、大幅な効率化、コスト削減効果が見込まれる。一般振替 DVP 制度では資金決済代行を行なう決済代行業務、社債振替制度ではローカルクリアリング機能である口座管理機関業務など、新ビジネスへの展開が検討されている。また、業容の多寡、事業戦略によっては、自らの資産管理に専念する選択も考えられる。

5. 日本ユニシスの取組み

過去二十数年に渡り証券分野、特に財務会計を中心とした業務領域にシステムの提供を行ってきた。従来は財務会計の延長上で「照合」「決済」をとらえており、システム機能も大きくなかった。しかし、日銀 RTGS の開始に合わせ、「決済」の比重が大きくなり、「事務系」と総称していたシステムは会計処理と決済処理に明確に分別され始めたと認識している。今後の証券系システムは「発注」「照合」「管理会計」「財務会計」「決済」の五つに明確に分別され、それぞれが外部機関を含めて STP 化される発展が見られると考える。

5.1 日銀 RTGS システム

国債決済および日銀当座預金決済はネット決済方式であり、「時点」と呼ばれる一定時刻に相手先毎に取り纏めて決済が行われていたが、2001 年 1 月より対日銀決済を除き、「国債決済のグロス - グロス DVP 決済化」「当座預金決済のグロス決済化」が実施された。銀行は日銀当座預金口座を開設していることと国債取引が多いことから、システム対応が必然となった。日銀が示す接続仕様に則ることは無論の事、事務の厳格化と社会的な慣行に則る観点からシステム化要件があげられた。

- ・ 決済時間の指定と順序制御
- ・ リコンサイルおよび滞留監視
- ・ 現在残高と決済予定額による資金繰り状況の即時把握
- ・ ペアオフ機能（相手・銘柄・額面が同一の売買を相殺し、証券決済しない）
- ・ 顧客決済の取次ぎ

銀行毎に取引量が異なり、接続方法（CPU 直結 or ファイル転送）・監視方法（マクロ的 or ミクロ的）・入力方法（総額 or 明細）・事務システムの違い等で上記要件の具現化ニーズが多様化した事から、当社では受託開発による新システム構築サービスを提供した。同時にパッケージシステムの構築にも取り掛かり現在も提供中である。

5.2 社債振替法対応

公共債・金融債等を含む一般債は社債登録法により登録機関での登録制度が実施されてお

り、債券決済ネットワーク（JB NET）による移転登録請求がシステム化されている。しかしながら、社債登録法は廃案が決定しており、2005年度以降には社債振替制度に則り証券保管振替機構において振替制度が実施される見通しであるが、その詳細はワーキンググループにて検討中である。

現時点においては「将来の一定期間において保管振替機構に利払日で移管される。移管時点では登録機関が口座管理機関として社債権者の管理を行なう。ただし、私募など流通していない債券は現状のスキームで引き続き管理される。」と方向性を予想している。これを踏まえた当社の対応は以下のとおりである。

1) 社債受託システム

現在、提供している登録機関向けパッケージシステム「Siatol 21/DEB」は、社債振替制度に合わせ、「口座管理機関業務」と「発行・利金・償還代理人業務」ならびに「従来型社債受託業務」に再構成する方針で検討中である。

2) 債券システム

現在、提供している有価証券管理パッケージシステム「Siatol 21/JIM」は、財務会計処理に特化し決済データを他システムに切出すような機能構成を検討中である。

3) 決済システム

現在、提供している決済管理パッケージシステム「Preseak 21」は、事務系システムから受領するデータに基づき保管振替機構等の外部機関と約定照合・決済実行を担っている。決済制度改革に合わせて接続先・接続仕様の追加を行なう。

なお、一般債に先駆けて制度が実施される電子CPについては、自己取引・顧客取引（口座管理・発行償還代理人業務）を対象としたソリューションを提供する予定である。

5.3 保振決済照合システム

本システムは2001年9月から証券保管振替機構が開始したシステムで、証券売買取引成立後の約定照合から決済照合までの照合事務を集中センターで処理するシステムである。株式と転換社債が対象商品で、国内の取引照合に加え、非居住者取引照合が可能になっている。また2003年5月には国債（売買取引）及び先物・オプション取引等の対象商品が拡充される予定である。このシステムの業務処理範囲は図1の通りで、取引相手の特定とその取引内容の照合をおこなう「約定照合」と決済保有券面の有無及び決済資金の有無を照合する「決済照合」の二つの処理機能を有している。また約定照合から決済照合への利便性を図る目的で、一定の条件設定により自動的に決済照合が行なえる Standing Settlement Instruction（SSI：当事者間で事前に取り決められた決済条件）マスタ管理を装備している。

接続形態は、利用者が保有しているシステムと直接接続する方法（CPU直結方式）と汎用PC（端末）を利用する（Web端末方式）二つの方式がある。当社では、このCPU直結方式を採用する利用者向けにSTPソリューションとして「Preseak 21」を提供している。CPU直結方式を採用する場合、決済照合システムから提供される接続仕様に合わせたインタフェース構築、接続テスト、決済照合システムとの運用時間の相違調整など、利用者にとって様々な負荷がかかる。こうした負荷をできるだけ軽減し、自動化による手作業の軽減、大量処理の対応、照合状況リアルタイム監視等のCPU直結方式を採用するメリットを十分に生かすことができるように開発されている。機能は図2の通りで、「決済照合システムとの通信制御を行なうが

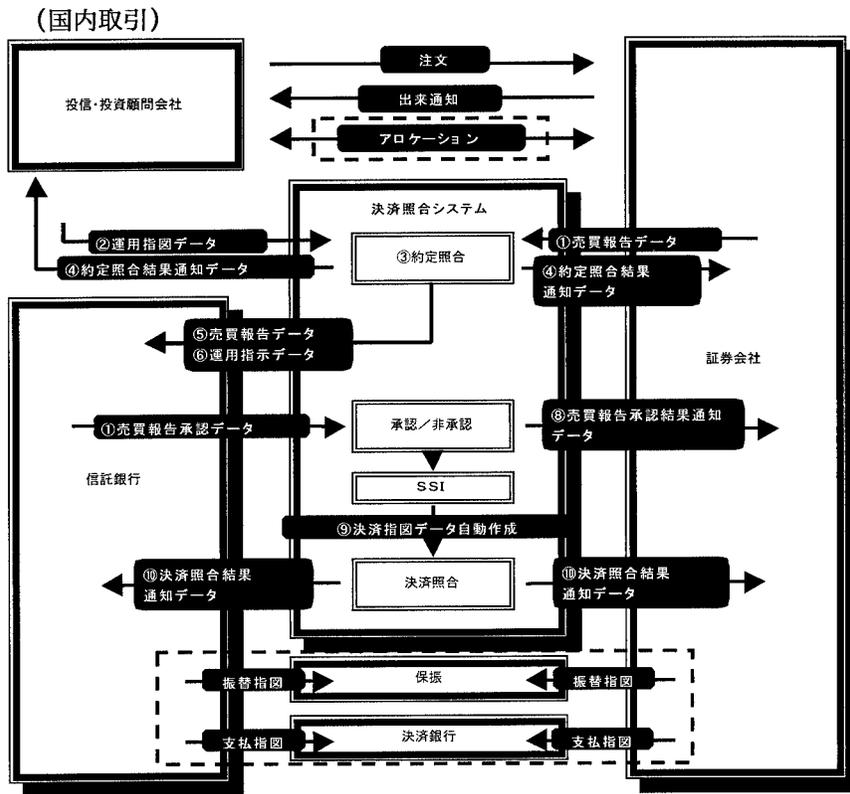


図 1 保振決済照合システムの業務処理範囲

ートウェイ機能」と「照合データの決済照合フォーマットへ変換機能及び照合ステータス管理機能」の二つに大別される。特にブローカレッジ/ディーリング業務及び資産管理業務を営む証券取引プレーヤーにおいては、決済照合システムと自社の証券約定、決済管理系システムの間に入り自社システム開発負荷を軽減し、速やかに決済照合システムと連携できるなどのSTP実現に貢献している。

今後の展開としては、決済照合システムをベースとして2004年春頃にも開始が予定されているグロス・ネット型（証券は個別決済し資金はネット決済する方式）の一般振替DVP決済をにらみ、照合状況の把握から一歩進んで、保振口座の振替決済制御、リスク情報管理、保振接続インタフェースの統合などの新機能を「Preseak 21」へ拡充すべく対応を進めている。

5.4 国債清算機関対応

証券決済制度改革の具体的目標として掲げられている

- ① 国際競争力を持つ最先端の、ペーパーレス化されたDVP決済の実現
- ② システム全体での効率化を図り競争力を高めるSTPの実現
- ③ 決済期間短縮の実現

の3点のうち、①に該当する施策として日本国債清算機関（JGBCC）の設立及び清算インフラの実現が2005年に予定されている。

国債清算機関はCentral Counter Party（CCP）であり、決済を滞らせないように、債券債務

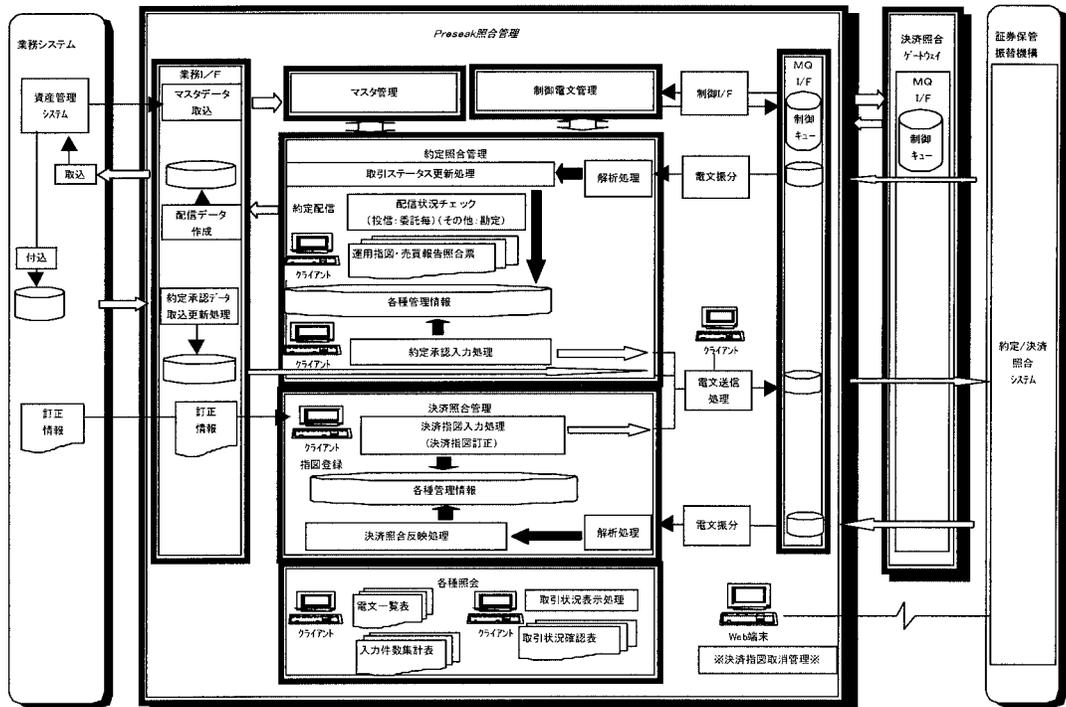


図 2 Preseak 21 (信託版) 機能配備図

を保証する責務を負い、そのシステムは、約定照会・ネットティング処理・決済管理の三つの機能に大別される。(ただし、約定照会機能については、国債清算機関内部に保有する形にするか、当初より保振等の外部機関に切出して整備を図るかなど、詳細については検討中と認識。また、ネットティング処理機能には、債券債務を保証するが故のリスク管理機能の搭載が求められている。)

2002年7月中旬、日本国債清算機関設立ワーキンググループより、そのシステム及びセンター設立・保守運用概算費用算出の提案依頼を受け、当社においても、同月末日に回答を実施した。

国債清算機関の出現は、その参加者が厳密な審査の上で認可される約30の金融機関に限定されることから、口座管理機関の決済及びビジネススキームの創出・実現に拍車がかかり、先がけて実施される短期社債の振替決済・一般振替DVP(・一般債の振替決済・投信の振替決済)にも増して口座管理機関とその委託者という各金融機関の裏・表の関係が明瞭化すると考えられる。

その様な状況認識を踏まえ、当社は以下の2点の対応を実施していく。

- ① 国際競争力を持つ最先端の、ペーパーレス化されたDVP決済の実現
- ② システム全体での効率化を図り競争力を高めるSTPの実現
- ③ 決済期間短縮の実現

の3点のうち、①に該当する施策として日本国債清算機関(JGBCC)の設立及び清算インフラの実現が2005年に予定されている。

国債清算機関はCentral Counter Party(CCP)であり、決済を滞らせないように、債券債務

を保証する責務を負い、そのシステムは、約定照合・ネットィング処理・決済管理の三つの機能に大別される。(ただし、約定照合機能については、国債清算機関内部に保有する形にするか、当初より保振等の外部機関に切出して整備を図るかなど、詳細については検討中と認識。また、ネットィング処理機能には、債券債務を保証するが故のリスク管理機能の搭載が求められている。)

2002年7月中旬、日本国債清算機関設立ワーキンググループより、そのシステム及びセンター設立・保守運用概算費用算出の提案依頼を受け、当社においても、同月末日に回答を実施した。

国債清算機関の出現は、その参加者が厳密な審査の上で認可される約30の金融機関に限定されることから、口座管理機関の決済及びビジネススキームの創出・実現に拍車がかかり、先がけて実施される短期社債の振替決済・一般振替DVP(・一般債の振替決済・投信の振替決済)にも増して口座管理機関とその委託者という各金融機関の裏・表の関係が明瞭化すると考えられる。

その様な状況認識を踏まえ、当社は以下の2点の対応を実施していく。

1) 口座管理機関システムへの支援

口座管理機関として新ビジネスを創出すると考えられる大手金融機関に対して、当社が保有する証券決済システム、資金証券システム、常任代理人システム、インフラ基盤、金融モデル等を結集することによって、国債清算機関センターシステムと類似の機能を有する口座管理機関システムのタイムリー、且つ安価な構築を支援していく。

また、委託者となる金融機関に対しては、有価証券管理パッケージシステム「Siatol 21」をベースに、口座管理機関への委託事務をサポートする機能を追加する方針である。

2) STP ソリューション

国債清算機関とのメッセージ授受フォーマットが保振機構同様、ISO 15022 となることから、当社 STP ソリューション「Preseak 21」を機能拡張し、国債清算機関対応ゲートウェイ及び照合・ネットィング管理を実現するとともに、前述の日銀 RTGS システムとの連動によって決済管理機能の提供を図る方針である。

5.5 対外決済照合

当社では、2001年以降、国内における保振機構：決済照合システム、前述の国債清算機関設立の動向及び、クロスボーダー照合システム(OMGEO)等、複数の照合インフラの出現に伴い、ETC/PT SB(サービスビューロー)構想を提唱してきた。ETC/PTとは、Electrical Trade Confirmation/Post Tradeの略であり、即ち、約定締結後から決済までの一連の照合事務の中核を担うであろう国内外のVirtual Matching Utility (VMU) などへの接続を、ETC/PT SBセンターとのみ接続することによって実現するシングルポイントアクセス構想である。

対外投資におけるサービスビューローが提供する機能は、以下の4点が考えられる。

1) コンセントレータサービス

これは、サービスビューロー参加者と海外VMU(OMGEO)、SWIFT Net等とのメッセージ中継・通信手段の変換機能を指す。

2) データマッピングサービス

参加者とサービスビューロー間のメッセージ授受フォーマットからVMU(OMGEO)フ

フォーマットへの変換サービスを指す。データマッピングを実施するにあたって、マッピングモデルの作成が必要となる。

3) ASP (Application Service Provider) サービス

対外投資における照合業務に関わる参加者の事務負担を軽減するためのオプション機能を指す。

4) 運用支援サービス

参加者マスタ・ルーティング情報等のマスタ管理・サービスビューローで扱う各種データに関する統計情報管理、その他参加者の要望に応じた照会機能等を指す。

海外 VMU との接続自体は、機関投資家の動向や各国の法制度等の相違もあるため、国内の証券取引プレーヤでは導入が進んでいない状況ではあるが、今後の動向を注視しつつ、タイムリーなサービス提供を目指す所存である。

6. おわりに

日本の証券決済制度改革は、2003年1月に施行された「証券決済制度等改革法」により法制度面では大きく前進したと言える。また、2002年11月には証券受渡決済制度改革懇談会から「証券決済制度改革推進に向けて」が発表され、制度改革の具体的マイルストーンが示されたところである。今後、各証券取引プレーヤは、このマイルストーンにしたがって自らの業務プロセスを改善、対応して行くことになる。さらに、証券決済制度改革は、決済制度そのものの仕組みが変わるとともに、新しいビジネスモデルをも創生する。これらの対応について情報処理分野の果たすべき役割は重要であり、当社としては、金融機関への対応に留まらず、一般事業法人への対応へも積極的に取組んでいく予定である。

本稿は、証券決済制度改革の現状を概括的に把握し、今後の課題認識、各証券取引プレーヤの今後の方向性概略を理解していただくための資料として寄稿した。最後に、本分野における現時点までの当社の取組み、今後の予定を紹介した。当社は、本稿の紹介事例に留まらず金融分野で培ったシステム構築経験、情報処理技術を活かして、証券決済制度改革の推進の一翼を担って行く予定である。

-
- *1 日銀 RTGS
(Real Time Gross Settlement: 即時グロス決済)
・日銀が提供する日銀当座預金、国債売買の決済方式で取引一件毎に実施する方法。
 - *2 一般振替 DVP
(Delivery Versus Payment: 証券取引における証券引渡しと代金支払いの同時決済)
・証券保管振替機構が行なう有価証券の口座振替のうち、市場取引等に関する以外の口座振替で DVP 決済を指定するもの。
 - *3 G30 レポート
(The Group of Thirty: 国際金融・経済問題に関する提言等を行った非営利団体)
・G30 が 1989 年に行った証券決済システムに関する九つの勧告。
 - *4 ISSA 修正勧告
(International Securities Services Association: 国際証券サービス協会)
・ISSA が 1995 年に行った G30 を修正した勧告。
 - *5 CPSS/IOSCO 勧告
(Committee on Payment and Settlement Systems: BIS の支払・決済システム委員会, International Organization of Securities Commissions: 証券監督者国際機構)
・CPSS/IOSCO の証券決済システムに関する作業部会が策定した「証券決済システムのための勧告」で 19 項目の勧告。

- *6 STP (Straight Through Processing)
 - ・証券取引においては、売買の始点である注文の発注から約定、決済に至るすべてのプロセスが人手を介して分断されることなく電子処理される仕組み。
- *7 T + 1 (Trade day + One)
 - ・証券取引において、売買約定成立の翌日に証券の受渡と代金の決済が完了すること。
- *8 XML (eXtensible Markup Language)
 - ・オープンネットワーク上で文章・データの交換・配布を行なう標準仕様のマークアップ言語。
- *9 FIX (Financial Information eXchange)
 - ・証券取引のフロントオフィス業務の電子化に利用される統一的なメッセージプロトコル。(引合い、発注、約定処理仕様が充実)
- *10 ISO 15022 (International Organization for Standardization)
 - ・ISO の金融専門委員会で制定し SWIFT が維持している国際標準の証券メッセージプロトコル。(証券売買、証券決済を中心とした仕様)
- *11 ECB の TARGET
(Trans european Automated Real time Gross settlement Express Transfer)
 - ・ユーロ圏にある 15 の資金クロス決済システムと連携した欧州中央銀行が運営する資金のクロス決済システム。

- 参考文献** [1] 証券受渡決済制度改革懇談会，証券決済制度改革の推進に向けて，証券決済制度改革推進センター，2002 年 11 月
- [2] 日本証券業協会編，証券外務員必携平成 14 年度版，日本証券業協会，平成 14 年 1 月

執筆者紹介 佐々木 貴 司 (Takashi Sasaki)

1989 年 日本ユニシス(株)入社。資金・証券・決済系システム企画，開発に従事。大規模システム構築のマネージャとして広く活躍。現在，金融第一事業部システム統括部システム四部に所属。

高 橋 孝 男 (Takao Takahashi)

1982 年 日本ユニシス(株)入社。外為関連の PKG 企画・開発，短資会社担当を経て円常任代理人システム開発従事。決済制度改革に関するシステム構築を広く実践。現在，金融第一事業部システム統括部システム四部に所属。

橋 本 博 文 (Hirofumi Hashimoto)

1987年 日本ユニシス(株)入社。SWIFT送受信PKG, 短資取引担保センター, マーケットリスク管理, グローバルカストディ, RTGS等の一般的な資金証券決済に関わる分野の開発を多岐にわたって実践。金融第一事業部システム統括部システム五部。

山 邊 巨 (Wataru Yamabe)

2000年 日本ユニシス(株)入社。証券会社向けシステム提案・コンサルタント業務, 証券決済制度関連調査分析業務に従事。金融第一事業部システム統括部システム五部。